

変更点

・別表 2 「保守点検事業者の選定に当たって留意すべき事項のチェックリスト」

保守点検事業概要の確認内容「保守点検従事有資格者の人数」で、協力会社に在籍する作業員を有資格者として従事させる場合、「協力会社の資格取得者数とその資格名を示してもよい」としていた規定を「協力会社の資格取得者数とその資格名を示すこと」に変更

参考確認に『「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を承知している」を追加

・別表 3 「保守点検契約に盛り込むべき事項のチェックリスト」

点検項目 3 制御・操作盤関係の⑥～⑨を見直し。新たに⑥「シーケンサー(PLC)のエラー表示(自己診断機能)の確認、電圧の測定・バッテリーの使用期限の確認をする」を設け、旧⑥「PLCの機能を点検する」を「⑦PLCで設定したプログラムに従い作動しているか機能を点検」に変更。旧⑦「インバーターの機能を点検する」を「⑧装置の作動において、加減速および停止の状態からインバーターの機能を点検する」に変更。⑨として「インバーターのエラー表示の確認(自己診断機能)、電圧の測定・冷却ファンの作動状態の点検をする」を新設。旧⑨の「冷却ファンの作動点検」に換気ファンを追加し、⑩とした

点検項目 4 駆動装置関係「1 電動装置 b ブレーキ装置」に「④ギャップと、ライニングの摩耗を点検する」を追加。 d 減速装置「②異常音、異常振動の有無を点検」に「異常発熱の有無を点検」を追加

点検項目 5 昇降搬送装置関係の「1 昇降搬送装置 d ワイヤロープ」、点検項目 1 2 可動床装置関係の「1 可動床装置 c ワイヤロープ」、点検項目 1 3 扉関係の「1 扉 c ワイヤロープ」に、「ワイヤロープの稼働年数・稼働回数・運転時間のいずれもが基準内か確認をする」を、それぞれ追加

「参考確認」として「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」を承知していることを、チェックリストに追加した。(マンション管理新聞 1184号)

国土交通省は9月30日、2018年に作成した「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」の一部見直した、と発表した。指針に示す「標準保守点検項目」の点検内容、保守点検事業者の選定に際して留意すべき事項の「チェックリスト」の確認内容などについて追加・変更を行っている。

機械式 駐車設備

「維持管理指針」見直し

国交省

点検項目内容追加も

シヨンの機械式駐車場を使用中に自動車落下した事故について、2018年2月以降、事故原因調査の申し出を3件受領。調査の実施は見送ったが、検討で得られた事故原因などから再発防止策をまとめ、国交相に意見を述べた。再発防止策では、まず、国交省の「標準保守点検項目」について「不具合の発生が生命身体事故の要因となること、製造者において、この指摘を受け、ブレーキ装置は「ギャップとライニングの摩耗を点検する」、シーケンサー・インバーターの機能には「エラー表示の確認、電圧の測定」などを行うようにした。

編集後記